

幼児教育・保育の無償化

問合せ

保育課
800-7087

3歳～5歳児の全ての子ども及び0歳～2歳児の非課税世帯の子どもが幼児教育・保育の無償化の対象です。(下記のとおり、条件や月額の上限度あり。)

| | 認可保育所・認定こども園(2・3号)等 | 新制度幼稚園・認定こども園(1号) | | 私学助成幼稚園 | | 認可外保育施設等 |
|---|---------------------|-------------------|--------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 教育 | 預かり保育 | 教育 | 預かり保育 | |
| 3歳～5歳児 | ○ | ○ | ○(※) (11,300円) 【12,300円】 | ○ (25,700円) 【28,000円】 | ○(※) (11,300円) 【12,300円】 | ○(※) (37,000円) 【40,300円】 |
| 満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small> | / | ○ | × | ○ (25,700円) 【28,000円】 | × | / |
| 市民税非課税世帯の満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small> | / | ○ | ○(※) (16,300円) 【17,700円】 | ○ (25,700円) 【28,000円】 | ○(※) (16,300円) 【17,700円】 | / |
| 0歳～2歳児 (市民税非課税) | ○ | / | / | / | / | ○(※) (42,000円) 【45,700円】 |

※無償化に当たり、保育の必要性の認定が必要 ※()内の金額は月額の上限
※令和8年10月より【】内の金額に変更予定(国の令和8年度予算の成立を前提としており、内容が変更となる可能性があります)

認定(施設等利用給付認定)の手続きについて

1 保育施設別の必要手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、『施設等利用給付認定』が必要です。

- ①新制度幼稚園・保育所・認定こども園・障害児通所施設を利用する子ども
手続きは不要ですが、新制度幼稚園・認定こども園(1号)の入園に当たっては、教育・保育給付認定1号の申請が必要です。
- ②私学助成幼稚園を利用する子ども
認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- ③新制度幼稚園・私学助成幼稚園・認定こども園(1号)に在籍されている方で預かり保育を利用する子ども
保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。
- ④認可外保育施設等を利用する子ども
保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要です。

※認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象となりませんので、必ず、事前に認定を受けてください。

2 申請の手続き

電子申請となりますので、下記のQRコードから申請してください。



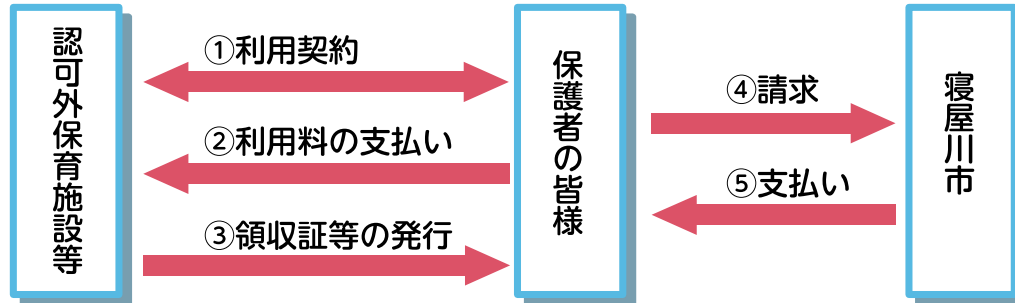
保育の必要性の認定のための必要書類や、その他詳細につきましては、下記のQRコードをご確認ください。



請求の手続きについて

一旦、利用料を認可外保育施設等に支払い、市に請求することで、当該利用料の給付を受けることができます。幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもは手続き不要です。認可外保育施設等・私学助成幼稚園又は新制度幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育を利用する子どもは下記のとおり請求してください。

1 請求の流れ



2 提出書類

- ①施設等利用費請求書（償還払い用）
- ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書
- ③活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業のみ）

3 請求書の提出期限等

支払いは年4回（2月、5月、8月、11月）です。

下記の区分で3か月分毎に在籍する幼稚園又は認定こども園（認可外保育施設等を利用の場合は、保育課）に請求書を提出してください（1回の請求書で3か月分を請求）。

請求書の提出が遅れた場合、支払いが遅れることがあります。

| 施設等の利用月 | 請求書の提出期限 ※1 | 支払日 |
|-----------|-------------|-------------|
| 10、11、12月 | 1月15日 | 提出月の |
| 1、2、3月 | 4月15日 | 翌月最終木曜日 |
| 4、5、6月 | 7月15日 | ※支払日が祝日の場合は |
| 7、8、9月 | 10月15日 | 前開庁日 |

※1…15日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日

ただし、希望される方は、1か月毎に保育課に請求書等を提出（郵送可）いただくことで、提出月の翌月最終木曜日に利用料を支払います。

| 施設等の利用月 | 請求書の提出期限 ※1 | 支払日 |
|---------|-------------|-------------|
| 利用月 | 利用月の翌月15日 | 提出月の翌月最終木曜日 |

4 提出先

寝屋川市こども部保育課（郵送可）

〒572-8544 寝屋川市早子町12番16号 サービスゲート4階

その他

私学助成幼稚園給食の副食費について、世帯の市町村民税所得割合算額が77,100円以下である世帯の子どももしくは、小学校3年生までの子どもを数えて第3子以降の場合は、減免の対象となります。減免額など詳細は在籍する幼稚園または保育課にお問い合わせください。